

PBOガイド

1. PBOとは

(1) 退職給付会計とは	1
(2) 退職給付引当金とは	4
(3) 退職給付費用とは	6
(4) 退職給付債務とは	8
(5) 勤務費用とは	10
(参考) 期間帰属方法、割引率、その他計算基礎 簡便法、確定拠出制度	11

2. 制度変更時の注意点

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社
団体年金コンサルティング室

1. PBOとは (1) 退職給付会計とは

• 企業の財務諸表に影響を与える

貸借対照表 (個別財務諸表の例)

資産の部

流動資産

固定資産

有形固定資産

無形固定資産

投資その他の資産

繰延資産

資産合計

負債の部

流動負債

固定負債

退職給付引当金

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金

資本剰余金

利益剰余金

自己株式

評価・換算差額等

新株予約権

純資産合計

負債・純資産合計

損益計算書 (個別財務諸表の例)

売上高

売上原価

売上総利益

販売費及び一般管理費

退職給付費用

営業利益

営業外収益

受取利息及び配当金

その他

営業外費用

支払利息

その他

経常利益

特別利益

固定資産売却益

特別損失

固定資産売却損

減損損失

税引前当期純利益

法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額

当期純利益

上場企業であれば
有価証券報告書で
実際の数値も確認
できます

(注)

・積立超過の場合は、「退職給付引当金」ではなく「前払年金費用」として、固定資産に計上される

・連結財務諸表では、「退職給付引当金」は「退職給付に係る負債」、「前払年金費用」は「退職給付に係る資産」となる

・連結財務諸表の場合、未認識項目は、税効果を調整のうえ、貸借対照表で即時に認識する

企業業績にインパクトを与えることもあるので、企業としても注視しています

1. PBOとは (1) 退職給付会計とは

注記で詳細な開示も必要です

【注記事項】

X.会計方針に関する事項

(X)退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌会計年度から費用処理しています。

（退職給付関連）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けています。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高

勤務費用

利息費用

数理計算上の差異の発生額

退職給付の支払額

過去勤務費用の発生額

その他

退職給付債務の期末残高

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高

期待運用収益

数理計算上の差異の発生額

事業主からの拠出額

退職給付の支払額

その他

年金資産の期末残高

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用

利息費用

期待運用収益

数理計算上の差異の費用処理額

過去勤務費用の費用処理額

その他

確定給付制度に係る退職給付費用

(4)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

株式

債券

一般勘定

その他

合計

(5)数理計算上の計算基礎に関する事項

主な数理計算上の計算基礎

割引率

期待運用収益率

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、X,XXX百万円でした。

1. PBOとは (1) 退職給付会計とは

• 退職給付会計

- 一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に支給される給付（退職給付）の会計処理です
- 退職給付は、労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方に立ち、実際の支出の事実に基づく（現金主義）のではなく、支出の原因等に基づいて（**発生主義**）費用を認識します



従って、労働の提供に応じて各期に費用を認識します

＜参考＞ 56歳入社、60歳退職、退職金100万円の場合の損益イメージ

	現金主義	発生主義
56歳（入社）	0円	▲18万円
57歳	0円	▲19万円
58歳	0円	▲20万円
59歳	0円	▲21万円
60歳（退職）	▲100万円	▲22万円

支払時に
大きな費用が発生

労働の提供に応じて
各期に費用を配分

1. PBOとは (2) 退職給付引当金とは

- 退職給付引当金（前払年金費用）
 - 退職給付債務から年金資産および未認識項目を控除したものを負債として計上します

年金資産	500	退職給付債務	1,000
未認識項目	200		
退職給付引当金	300		

計算

$$\begin{aligned} \text{退職給付引当金} &= \text{退職給付債務} - \text{年金資産} \\ &\quad - \text{未認識数理計算上の差異} - \text{未認識過去勤務費用} \end{aligned}$$

(注) 積立超過の場合は、「前払年金費用」となります

(注) 連結財務諸表では、「退職給付に係る負債」（積立超過の場合は、「退職給付に係る資産」）となり、退職給付債務から年金資産を控除したものを負債として計上します（未認識項目は控除しない）

1. PBOとは (2) 退職給付引当金とは

＜参考＞ 未認識項目

- 数理計算上の差異
 - 年金資産の期待運用収益と実際の運用成果の差異のことです
 - 退職給付債務の数理計算に用いた計算基礎と実績との差異、計算基礎の変更等により発生した差異のことです
- 過去勤務費用
 - 退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増減部分のことです

原則として、平均残存勤務期間以内の一定年数で按分した額を
毎期費用処理します（必ずしも一時の費用としなくてよい）

1. PBOとは (3) 退職給付費用とは

- 退職給付費用

- 勤務費用、利息費用、期待運用収益等の当期に係る額を、損益として計上します

計算

勤務費用 100	期待運用収益 10
利息費用 20	退職給付費用 140
未認識項目の費用処理 30	

$$\begin{aligned} \text{退職給付費用} = & \text{勤務費用} + \text{利息費用} - \text{期待運用収益} \\ & + \text{数理計算上の差異に係る当期費用処理額} \\ & + \text{過去勤務費用に係る当期費用処理額} \end{aligned}$$

(注) 連結財務諸表では、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用は、発生時にその他包括利益に計上し、費用処理時にその他包括利益累計額から組替調整を行いません

1. PBOとは (3) 退職給付費用とは

<参考>

- 利息費用

- 割引計算により算定された期首時点の退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息です
- $\text{利息費用} = \text{期首退職給付債務} \times \text{割引率}$

- 期待運用収益

- 年金資産の運用により生じると合理的に期待される計算上の収益です
- $\text{期待運用収益} = \text{期首年金資産} \times \text{長期期待運用収益率}$

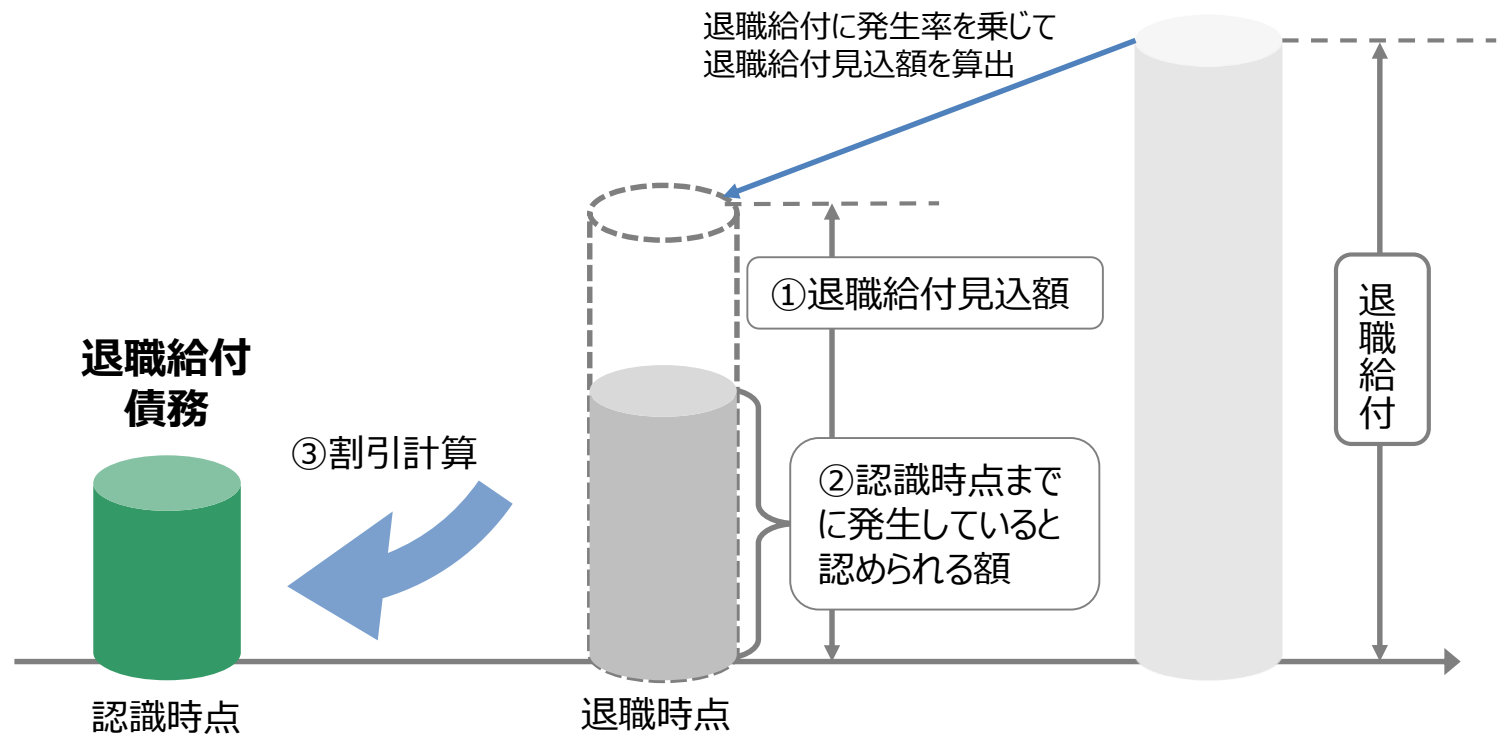
1. PBOとは (4) 退職給付債務とは

- 退職給付債務（PBO）
 - 退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）のうち、期末までに発生していると認めれる額を割り引いて計算したものです
- 勤務費用
 - 退職給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を割り引いて計算したものです

退職給付債務（PBO）や勤務費用は、年金数理の手法を用いた複雑な計算が必要になるため、お客さまが自ら計算することは難しく、外部の専門機関に委託するのが一般的です

当社も、主に企業年金制度の総幹事先を中心に、団体年金の付随業務として、PBO計算業務を受託しております

1. PBOとは (4) 退職給付債務とは



①退職給付見込額の計算

退職時に見込まれる退職給付の総額であり退職給付額に発生確率を加味する

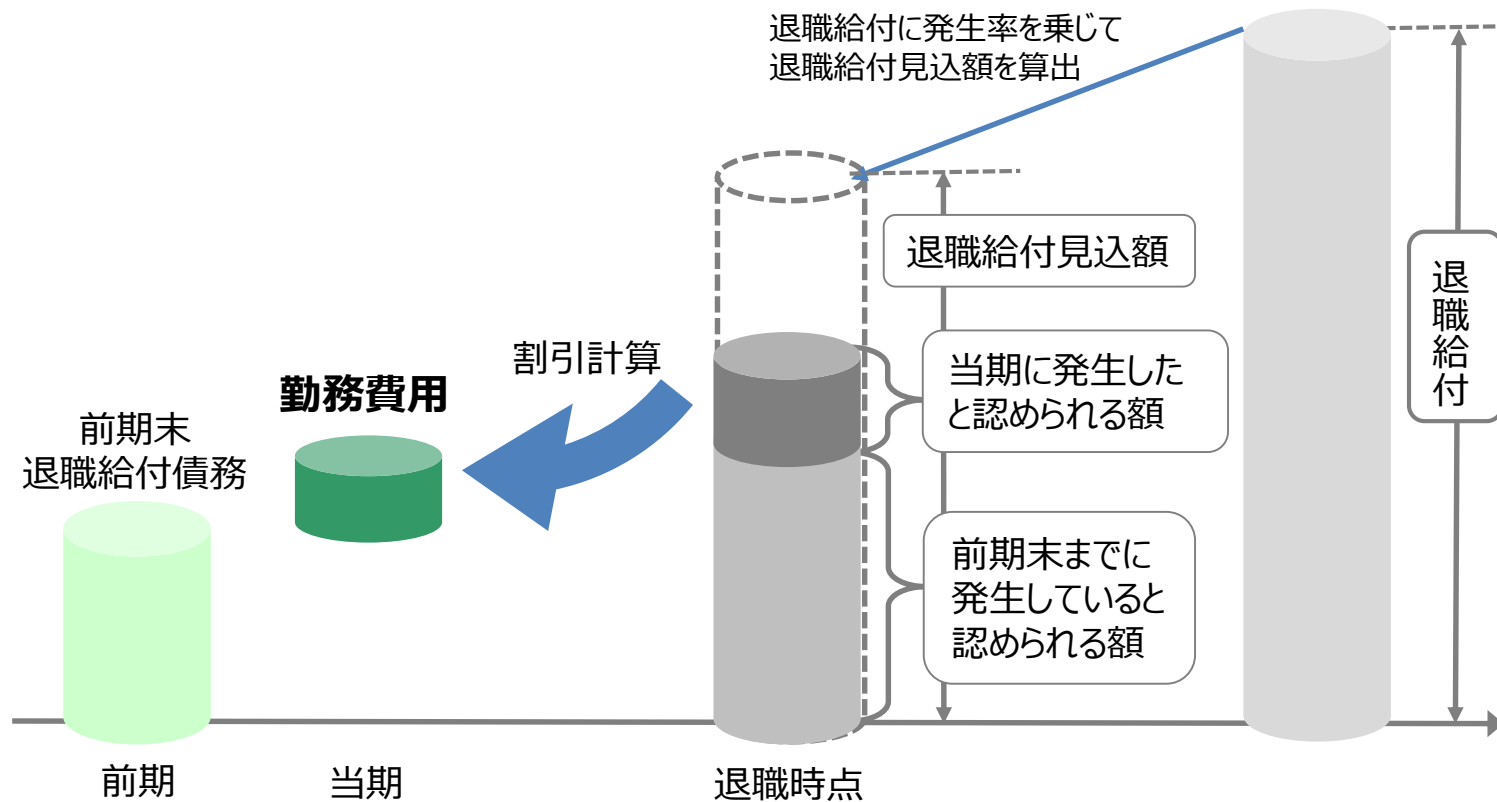
②退職給付見込額のうち認識時点までに発生していると認められる額の計算

期間帰属方法に基づいて退職給付見込額のうち認識時点までに発生していると認められる額を見積もる

③割引計算

退職時点から認識時点まで割引率に基づいて割引計算を行なう

1. PBOとは (5) 勤務費用とは



一期間（当期）の労働の対価として発生したと認められる退職給付について割引計算したもの
勤務の増加による退職給付債務の増加分

1. PBOとは (参考) 期間帰属方法

期間帰属方法とは

退職給付見込額を「発生」した各期に帰属させる方法のこと

◆期間定額基準

全勤務期間で除した額を各期に帰属させる方法

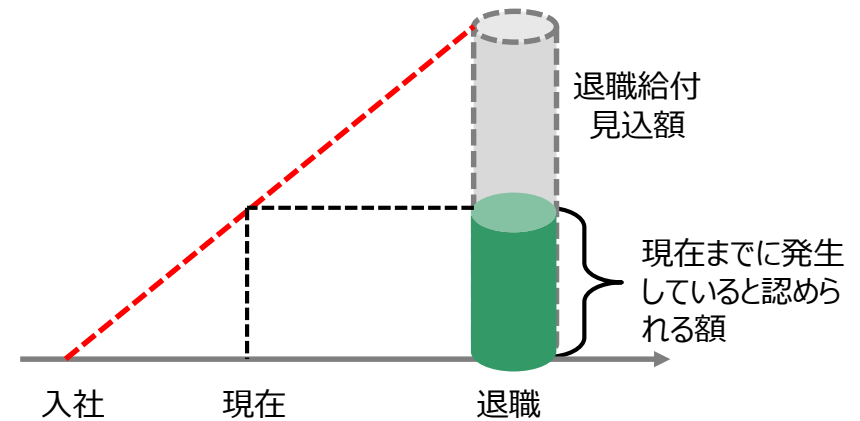
◆給付算定式基準

退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、各期の発生額とする方法

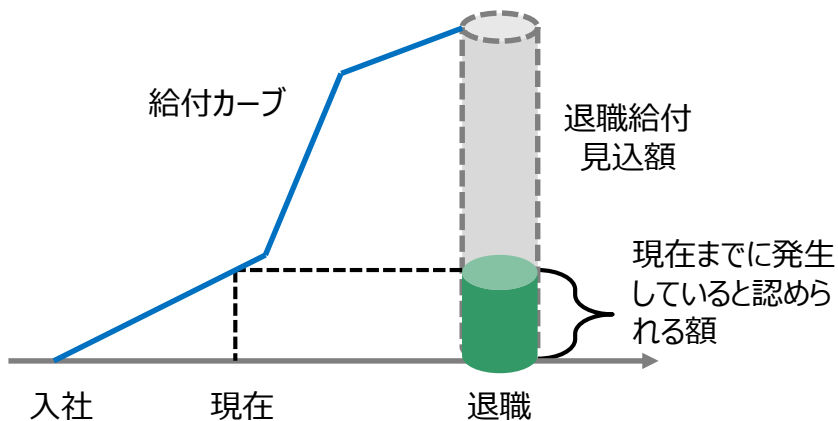
(給付算定式に従う給付が著しく後加重である場合、「均等補正」を行ないます)

各期間帰属方法のイメージ図

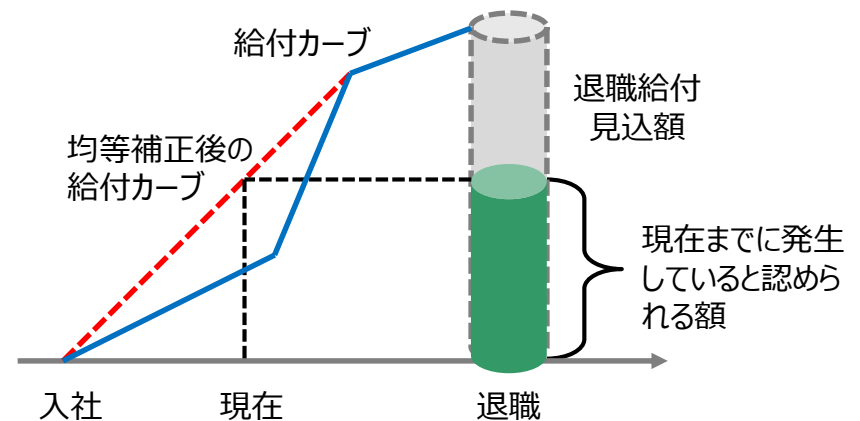
【期間定額基準】



【給付算定式基準】



【給付算定式基準 (均等補正あり)】



1. PBOとは（参考）割引率

• 割引率

- 安全性の高い債券の利回り（国債、優良社債）を基礎として決定します
- 退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものです
 - イールドカーブ直接アプローチ：イールドカーブそのものを使用
 - イールドカーブ等価アプローチ：イールドカーブ直接アプローチによる退職給付債務と等しい結果が得られる単一の割引率を使用
 - デュレーションアプローチ：退職給付債務のデュレーションに対応する利回りを使用
 - 加重平均期間アプローチ：加重平均期間に対応する利回りを使用

• 重要性基準

- 割引率の変動が退職給付債務に重要な影響（10%以上変動）を及ぼさなければ、割引率を見直さなくてもよいです（前期末の割引率を使用）

10%以上変動するかは、「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」付録 1 もしくは、当社よりご提供する「補正計算ツール」により判断できます

• マイナス金利

- マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法、ゼロを下限とする方法のいずれも、当面の間は認められています

1. PBOとは (参考) その他計算基礎

- 退職率
 - 従業員が自己都合等の理由で生存退職する年齢ごとの発生率です
 - 対象者の実績データをもとに合理的に算定、もしくは企業年金制度の予定脱退率を使用することが一般的です
- 死亡率
 - 従業員の在職中および退職後における年齢ごとの死亡発生率です
 - 国を単位にした生命表（国民生命表、確定給付企業年金法施行規則に定める基準死亡率）を基にすることが一般的です
- 予想昇給率
 - 過去の昇給実績等に基づき合理的に推定して算定、もしくは企業年金制度の予定昇給率を使用することが一般的です
- 変更の要否
 - 退職給付債務等に重要な影響がなければ、見直さなくてよいです
 - 企業年金制度の財政再計算時の基礎率の洗替にあわせて見直します

退職率、死亡率、予想昇給率は、一般的に5年毎に見直します

1. PBOとは (参考) 簡便法

- 簡便法の適用
 - 従業員が比較的少ない小規模企業等（原則300人未満）に適用します
 - 原則法による計算結果に一定の高い水準の信頼が得られない場合に適用します
- 簡便法の計算（イメージ）
 - 退職給付債務は、自己都合要支給額、年金財政の数理債務等とします
 - 退職給付費用は、期首と期末の退職給付引当金の差額とします（勤務費用、利息費用等に区分しない）
 - 数理計算上の差異、過去勤務費用等の遅延認識はできません

原則法のような複雑な数理計算は不要（お客さまで算出可能）



当社では簡便法のPBO計算は受託しておりません

1. PBOとは（参考）確定拠出制度

- 確定拠出制度（会計上の定義）
 - 一定の掛金を外部に積み立て、企業がその掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度です
 - 確定拠出年金制度（DC）、中小企業退職金共済制度（中退共）、特定退職金共済制度（特退共）などです
- 会計処理
 - 要拠出額（掛金）を退職給付費用として費用処理します

DC、中退共、特退共などはPBO計算不要です

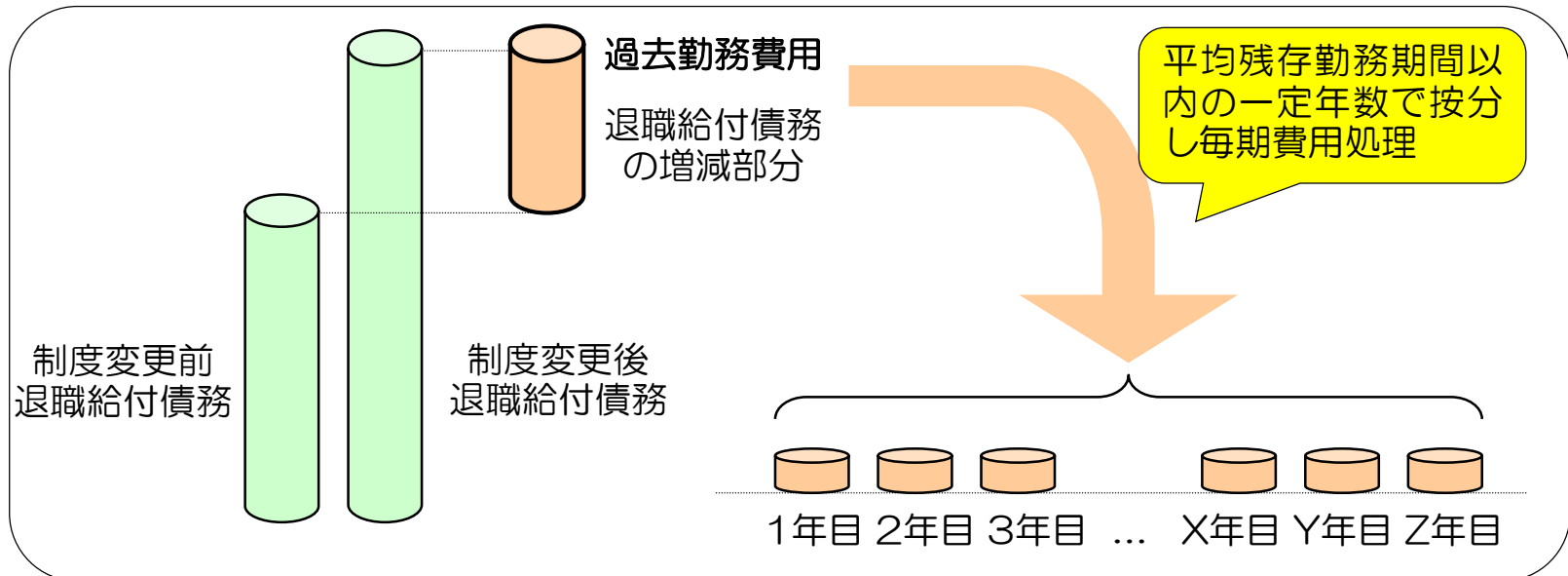
＜参考＞複数事業主制度

・複数事業主により設立された企業年金制度の場合において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算できないときは、確定拠出制度に準じた会計処理を行ないます

→総合型基金では、要拠出額（掛金）を費用処理となります（例外処理）

2. 制度変更時の注意点

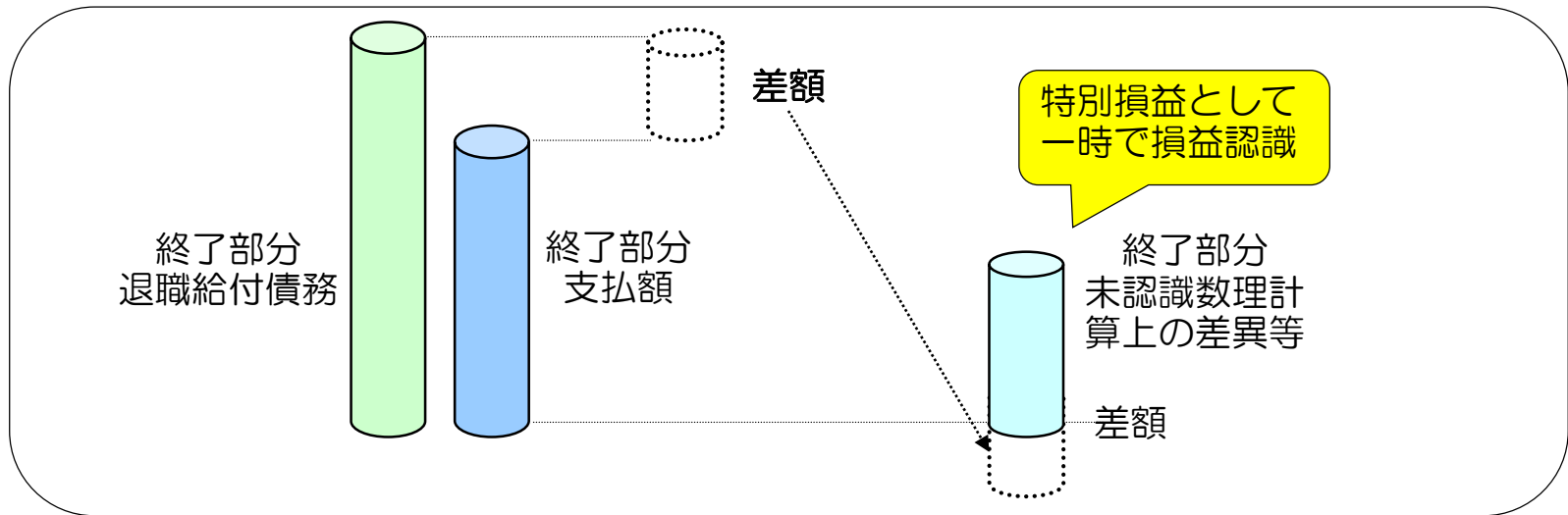
- 制度変更時は、何らかの会計処理が必要となるケースがあります
- 「過去勤務費用」
 - 退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増減部分のことです
 - 例えば、給付の増減額、給与体系の変更、給付形態の変更（ポイント制移行等）、定年延長、企業年金制度への移行割合の変更等です
 - 平均残存勤務期間以内の一定年数で按分した額を每期費用処理します
(注) 影響が軽微である場合、重要性の原則から「過去勤務費用」として認識しないことも考えられます



2. 制度変更時の注意点

• 「終了」

- 退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合があります
- 例えば、退職金規程の廃止、確定企業年金制度の年金資産の分配、確定拠出年金制度への資産の移換、事業所の閉鎖による大量退職等が考えられます
- 終了部分を特別損益として一時で損益認識します



制度変更に伴う退職給付債務（過去勤務費用）の
計算要否を確認します